

政令第三百二十九号

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に改める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（以下「新令」という。）附則第二項の規定により読み替えて適用される新令第六条第一項中「毎年度、当該年の八月三十一日までに」とあるのは「平成二十三年十一月十五

日までに」と、新令第七条中「毎年度、当該年の十月三十一日までに」とあるのは「平成二十三年十一月三十日までに」とする。

## 理由

国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額の算定方法の特例を平成二十四年度まで延長する必要があるからである。